

平成 18 年度 第 2 回 長野県環境影響評価技術委員会 会議録

1 日 時 平成 18 年 (2 0 0 6 年) 5 月 2 4 日 (水) 1 4 : 0 3 ~ 1 5 : 4 5

2 場 所 長野県庁議会棟 第 1 特別会議室

3 内 容 議事

- (1) 一般国道 4 7 4 号三遠南信自動車道青崩峠道路に関する環境影響評価方法書について
- (2) その他

4 出席委員 (五十音順)

梅 崎 健 夫
大 塚 孝 一
小 澤 秀 明
片 谷 教 孝
亀 山 章 (委員長)
陸 齊
佐 藤 利 幸
富 樫 均

5 欠席委員 (五十音順)

佐 倉 保 夫
塩 田 正 純
中 村 浩 志
中 村 寛 志
野 見 山 哲 生
花 里 孝 幸 (委員長職務代理者)

平成 1 8 年 6 月 2 1 日

長野県環境影響評価技術委員会委員長

亀 山 章 印

1 開 会

事務局（長野県生活環境部地球環境チーム 白井）

本日は、お忙しいところ御出席をいただきましてありがとうございます。

ただいまから、長野県環境影響評価条例に基づく平成18年度第2回長野県環境影響評価技術委員会を開催いたします。

本日の司会を務めさせていただきます長野県生活環境部地球環境チームの白井厚隆です。

よろしくお願いいたします。

議事に入ります前に本日の欠席委員の御報告を申し上げます。

佐倉委員、塩田委員、信州大学教育学部の中村委員、信州大学農学部の中村委員、野見山委員、花里委員から都合により欠席という御報告をいただいております。

技術委員会の委員14名に対しまして現在の出席者8名ということで、過半数の委員の御出席がありますので、条例第37条第2項の規定により、本会議が成立していることを御報告申し上げます。

それから、念のため申し上げますが、この委員会は公開で行われ会議録も公表されます。

会議録が作成されるまでの間は音声そのものが長野県のホームページで公開されることとなりますので御承知おき願います。

したがって、ホームページでの音声の公開、並びに会議録の作成に御協力いただくため、発言の前にその都度お名前をおっしゃっていただくようお願いいたします。

それでは、議事に入らせていただきますが、亀山委員長にひとことごあいさつをいただき、続けて進行をお願いいたします。

亀山委員長

お忙しいところ、お集まりいただきましてありがとうございます。三遠南信自動車道は、長野県の県南の交通の基幹として大事な道路でございますけれども、一方でまた、南信濃の自然の豊かな環境の良い所に造られるとということもございまして、この環境アセスメントをしっかりとやらなければならないと考えておりますので、皆様の御協力をよろしくお願いいたします。

それでは、早速始めさせていただきます。これより議事に入ります。

議事(1)の「一般国道474号三遠南信自動車道青崩峠道路に関する環境影響評価方法書について」でございます。

前回の会議の整理と本日の会議資料について、事務局から説明をお願いいたします。

事務局（地球環境チーム 宮尾）

地球環境チーム環境審査ユニットリーダーの宮尾徹でございます。

事務局から、前回の会議の開催状況と、本日お配りしてあります資料の簡単な説明をさせていただきます。

4月19日に飯田市南信濃で開催されました、今年度の第1回の会議では、午前中に、青崩峠道路の事業実施区域付近を静岡県側及び長野県側から御確認いただきながら事業者の方に事業概要を説明いただき、引き続き午後は、南信濃老人福祉センター会議室で環境影響評価方法書の内容について説明及び質疑応答を行っていただいたところです。

なお、当日欠席された委員には、翌日の20日又は25日に現地の確認をいただいております。

本日の会議資料ですが、

資料1は、方法書についての関係機関からの質問等です。これは方法書の内容について理解を深めるために事業者を確認したいことなどを記載してありますので、委員の皆様からも御助言をいただければと思います。

資料2は、関係市町村から提出された意見を取りまとめたものでございます。

また、資料3として、本日欠席されている委員から、事前に御意見をいただいておりますので、お配りしてございます。

事務局からは以上でございます。

亀山委員長

ただいまの説明に関しまして、御意見、御質問等がございましたらお願いします。

よろしいでしょうか。

それでは、資料1及び資料2について、事業者の考えを御説明願います。

事業者（国土交通省飯田国道事務所調査設計課 尾出）

国土交通省の飯田国道事務所でございます。資料1から始めさせていただきます。1番の御質問でございます。平成6年7月に草木トンネルを先行供用しながら、当該道路を活用しない現事業計画とした経緯及び科学的根拠を明確にできないか、ということでございます。

まず事業の経緯につきましては、方法書1 1頁に書いてありますが、その中の一部を抜粋して御報告いたしますと、青崩峠道路は昭和58年度に152号の通行不能区域解消を目的に一般国道の一時改築として事業化しました。昭和62年に三遠南信自動車道の一部として高規格幹線道路網に組み込まれました。平成6年7月の草木トンネル供用後、各種調査を進めつつルート選定を実施する一方、平成13年4月に三遠南信道の整備方針の見直しを発表しました。平成14年度には地元の代表者と有識者からなる青崩峠道路懇談会を開催し、青崩峠道路を早急に整備するための提言をいただきました。

草木トンネルにつきましては当初一般国道の一時改築、通行不能区域解消を目的に事業化したものでございます。その後、三遠南信自動車道の一部として高規格幹線道路として組み込まれ、平成6年度に供用してございます。

平成6年度の供用後も引き続き高規格幹線道路の調査を進めまして、ルート選定をしてまいりました。そのルート選定にあたりましては、青崩峠道路懇談会の提言も踏まえましてルート選定を進めてきたところでございます。

また、科学的根拠を明確にできないかという御質問をいただいております。これにつきましては、有識者からなる青崩峠道路懇談会の意見を踏まえ懇談会の開催ごとに地域の方々に御説明するとともに、随時、資料を公表しているところでございます。最新の懇談会につきましては、平成17年の12月に開催させていただきまして、その懇談会の中で提言を踏まえた調査の結果をお示しして事業者としてのルート選定の結果を公表しているところでございます。公表資料につきましては、懇談会が終了後、速やかにホームページ等々で皆様に公表させていただいております。お手元にA4で小さいですが、ホームページからダウンロードした青崩峠道路懇談会への報告書を配布しておりますが、ここで自然環境、地質、地形、事業費等を総合評価してルート帯はB案が最適であるという、今日のルート選定に至った根拠を示してございます。

続きまして2番目でございます。影響を受けると認められる範囲の妥当性を検証するため、工用道路の設置予定を記述できないかという御質問でございます。これにつきましては現段階、対象事業実施区域、幅1kmで方法書を提出させていただいたところでございます。今後、具体的な対象事業実施区域の範囲および工用道路の位置等につきまして引き続き調査を進め、明確にしていく予定しております。準備書におきましては工用道路を予定箇所について明らかにして、適切に対応させていただきたいと思っております。

事務局（地球環境チーム 臼井）

事務局から説明させていただきます。資料1の網掛けになっている部分については、方法書の表記、誤字とか最新の統計データになってない部分がございます、単純なものですので今回説明を省かせていただきますので、よろしくをお願いします。

コンサルタント会社（大日本コンサルタント(株) 高島）

それでは網掛け部を飛ばしまして6番から、御報告させていただきます。漁業権の設定河川の表記が4河川のみ書いてあるが、あと残り4河川あるということですが、準備書においてはこのように表記方法を変更させていただきたいと思っております。

9番でございますが、これは八重河内簡易水道の給水区域に当たるので、水道事業主体である飯田市と充分協議されたいという要望ですが、現在は1kmの実施区域を設定しておりますが、今後計画の進捗によって実施区域を狭めていき、影響が想定される場合には協議を進める対応をします。

次は13番でございますが、対象事業実施区域には飯田市および天龍村の周知の埋蔵文化財包蔵地が存在するということと、それから表記の方法についての御意見でございますが、この方法書の作成段階で入手可能な調査資料として長野県文化財目録を用いしましたが、ここには包蔵地の記載がございませんでしたので、今後、準備書の作成時に最新の情報を追記して、掲載させていただきたいと思っております。包蔵地が設計の進捗にともなって、文化財の保護の観点から必要な包蔵地がございました場合には、法に準じて対応させていただきたいと思っております。表記については統一ということで、準備書で統一したいと思っております。

次は19番でございますが、御質問の意図がわかりかねた部分がございますので、後で事務局の方から教えていただきたいと思います。

20番の静岡県版レッドデータブックなどにより、隣接する浜松市水窪町の希少種に関する情報を収集し、注目すべき種の選定に当たって考慮できるかという話ですが、実は注目種の選定根拠のその他と

いう所に学識経験者からの指摘種と長野県版では静岡県版のレッドデータブックに記載されている種を抽出して記載してございます。ということで、記載済みということでございます。

21番でございますが、注目すべき種の中で長野県版レッドデータブックのヤマメとニッコウイワナが挙げられていますが、これらはこの地域では天然分布していたとは考えにくいという御意見です。それから、ウナギ、アユについても放流起源であろうということで、同様に検討が必要であろう。それからサツキマスについてはアマゴとして扱ってよいのではないかと御指摘をいただいています。これらの種についてヤマメとニッコウイワナについては文献に記載がありましたので、注目種として選定してありますが、準備書の段階では現地調査等に基づいて生息していない種について有識者の助言もいただきながら、注釈を付けて削除をしていくという方向で考えております。

22番ですが、生態系の状況で食物網の模式図で水生昆虫食として挙げてありますアマゴとカジカにつきまして、水生昆虫だけではなくて陸上昆虫や魚等の稚魚も重要な餌としているので誤解のないように配慮されたい。それからアマゴとカジカは生息域の上下関係も上流下流という仕分けが一般的でないと思われるので検討されたいという御意見ですが、確かに陸上昆虫等を餌としていることは認識してありますが、模式図ですので特徴的な食物網を表しただけのこととございまして、図示を省略しておりました。アマゴとカジカの生息域については準備書において、指摘のとおり検討させていただきます。

24番につきまして、秋葉街道、これは主要な人と自然との触れ合い活動の場の塩の道に該当するので、この保全に配慮した調査をすべきであるという御意見で、今後予測評価に当たっては人と自然の触れ合い活動の場として環境要素を追加いたします。それで準備書において予測評価をいたします。

26番ですが、注目すべき鳥類の存在が予測されているので、発破工事の低周波音も評価項目に選定できないかという御意見ですが、注目すべき鳥類という中に猛禽類が挙げられると思いますけれども、猛禽類に対して低周波音がどのような影響をおよぼすかということ自体が明らかではなくて、予測評価自体が不可能なのが現状と考えます。ただ低周波音に関しましては事業者が実施可能な範囲で保全対策を実施して低減を図ります。先程申しましたように影響の程度というのは明らかでないため、工事中において騒音、振動とともに低周波音についても猛禽類に対しての影響の有無をモニタリングしていくことを考えております。

27番のトンネルの掘削に伴う出水や地質の影響の考慮、現状把握の面からも水質測定は必要ではないかという御意見につきましては、トンネル掘削に対する出水の水質への影響は一般的対策で対応することとしております。ただ事前に予備的にカドミウム、鉛、六価クロム、ヒ素、総水銀、ニッケル等の現地調査を実施いたしました結果は基準値を大きく下回っており、ニッケルについても一般の土壌中に含まれる程度の含有量でございましたので、土壌汚染箇所はないと想定しております。それから水質につきましては工事中の施工管理の一環として常時監視を行う pH の常時監視を行う予定でございますので、水質に異常が生じた場合には速やかに対応できる体制作りを行ってまいります。

それから28番、土地造成、掘削、杭打ち、沢等の工事及びコンクリート工事・舗装工事等により水質に変化をおよぼすおそれがあることから、環境影響評価を実施する項目として選定できないか。水質測定を実施できないかという御意見ですが、これは前項の27番と同様でございまして、一般的対策で公共用水への水質への影響は軽微であると想定しておりますので予測評価の項目としては選定しないこととしております。それから水質については先程申しましたように、常時監視を行い、異常が生じた場合には、すみやかに対応できる体制作りを行います。

それから29番ですが、これは先程の八重河内簡易水道の本村第一水源があるため、地下水位の変化による水源への影響などについて調査を実施すべきと判断されるということで、これは先程9番で御説

明いたしましたとおり準備書段階で実施範囲が狭まった段階で必要に応じて対応するというところでございます。これは30番においても同様でございます。

それから32番ですが、廃棄物・残土について評価予測は、搬出による影響だけでなく、残土処理による地形改変や動植物への影響などを考慮して検討すべきではないか、という御意見ですが、まず残土を実施区域内で処理する場合には、土地の改変の予測評価の一環として、地形や動植物に対する影響を予測評価いたします。そして、場外に残土を搬出する場合については、環境影響評価段階では残土の搬出先が決定しないことが想定されますので、工事の実施段階で動植物への影響などを考慮しながら、残土処理の具体的内容を検討して環境法令を遵守して対応させていただきたいと思っております。

それから33番、34番ですが、これも工事に関する水質の要望でございますが、先程の水に関する御回答と同じで、まず、一般的対策で公共用水域への影響は軽微であろうと想定しており、水質については常時監視を行ってすみやかに対処できる体制作りを行ってまいります。

それから35番、植物相の踏査ルートについて、標高差が大きいところなので沢筋のみを主要ルートとせず、沢筋以外でも踏査ルートを設定できないかという御意見ですが、実際に方法書に記載しました踏査ルートはあくまで主要なものを設定しておりまして、植物相が偏らないよう、踏査可能なルートは網の目状にとって調査を行っていく予定でございます。

36番の騒音に係る環境基準の評価について面的評価を行う必要があるのではないかという御意見ですが、通常は断面予測で行いますけれども、準備書段階でその保全対象が明確になった時点で、必要があれば面的評価も実施することといたします。

37番ですが、蛇紋岩地帯でありニッケル鉱山跡があるということで、重金属等の調査が必要ではないかという御意見ですが、先程、底質の予備的な調査を実施したと御報告したとおり、基準を大きく下回っておりまして、それから、ニッケルについても自然界一般の土地の存在量と同等でしたので、土地の現状、土壤汚染箇所はないと想定しております。

38番で植物相の調査区域及び地点で、これはあくまでも先程言いましたように主要なルートを書いているだけで調査区域範囲内は網の目状に踏査をしておりますので、そのルートだけを調べている訳ではございません。

39番ですが、魚類調査において電気ショッカーの捕獲や潜水目視調査などが有効であろうという御指導でございます。実は当方でも電気ショッカーによる魚類調査を予定しておりまして、冬場のたまり等の魚類の確認には有効と考えております。特別採捕許可を受けて実施する予定でございます。

40番ですが、第1回の委員会でも御指導いただいた魚類の調査時期が春と冬になっているという点で時期の設定理由を明記できないかということで、春の遡上時期と冬のたまりの時期の調査としたという理由でございますが、春もなるべく遅い夏に近い時期にという御指導をいただきましたが、そのように対応させていただき準備書に選定理由を記載させていただきたいと思っております。

41番ですが、春はカジカ、冬はアマゴ・イワナの卵が存在している可能性があるため、掘り起こされたり、踏み潰したりしないよう、調査には十分注意されたいとの御意見ですが、調査の時には十分配慮して調査をいたします。

42番、環境影響評価を予測・評価する際にエッジ効果を考慮する必要があるのではないかとの御意見ですが、植物伐採、樹林伐採の影響の評価についてはエッジ効果も見込んだ予測評価を行う予定にしております。これは準備書において対応させていただきます。

事務局（地球環境チーム 白井）

19番の質問の内容がわからないということでしたので、御説明いたしますが注目すべきとして選定した種の選定根拠（RDB 類等）について、その選定基準を明記できるかということで、難しいようにとれるんですけど実は参照箇所として書いてございますが、方法書の中に「このうち、79科284種の注目すべき種が確認されています」という表現がありまして、さらに2-109ページの所に調査対象地域における植物という表の欄外注の所に「注目すべき種の根拠は表2.2.5参照」という言葉がありまして、その表2.2.5のタイトルが「重要な種及び群落の選定根拠」という風になりまして、冷静によく見ていきますと、注目すべき種としてこれこれこういうものを選定しましたという言葉が出てこなくなっちゃいます。最後に重要な種及び群落の選定根拠にしちゃってますので、この表のタイトルを注目すべき種の選定根拠とか、あるいは文章の中でここに掲げているものを注目すべき種として選定しましたと、そういう風に書いていただきたいということでございます。

日本コンサルタント（大日本コンサルタント(株) 高島）
御指摘どおりに対応させていただきたいと思います。

亀山委員長
資料の2を続けてお願いします。

日本コンサルタント（大日本コンサルタント(株) 高島）
資料2の方法書についての市町村長からの意見ということで、1番が梅平、本村、此田とありますが、統合され八重河内簡易水道となっています。資料が12月の時点での最新資料で記載していましたので、準備書においてこのように記載の変更をさせていただきます。

2番がその八重河内簡易水道の給水区域にあたるため、水源について特に水質・水量等が維持できるように詳細な調査を実施し適切な保全措置が行われるよう十分な配慮をお願いしますという御意見で、先程から井戸については御回答申し上げているとおり、今実施区域は広い1kmの範囲ですが、準備書段階で実施区域が狭まってこの簡易水道の水源に影響が想定されるような場合には詳細な調査を実施して水涸れをおこさないよう十分配慮いたします。以上でございます。

亀山委員長
ありがとうございました。

資料の3で、欠席委員からの意見がございます。これも関係いたしますので、私の方で読み上げさせていただきます。これに対する事業者の意見も合わせて御説明をいただいて、その後、全体の質疑に移らせていただきますのでよろしくをお願いします。資料3でございますが、4人の委員から意見をいただいております。最初は塩田委員でございます。

1. 対象事業に係る環境影響評価項目

1.1 工事による影響について

環境要素「騒音、振動及び低周波音」に関しては、影響要因の選定理由及び重点化・簡略化などの理由に記載されている通りであるが、直接的な影響を与えないための手立てについて、提案し、議論して下さい。更に、低周波音に関しては、防音扉の設置が、錦の御旗のように記載されておりますが、更なる効果が発揮できる手立てを熟考して下さい。防音扉が、唯一の費用対効果をもたらす方法かどうかの検証が必要である。

1.2 存在・供用による影響について

1.1と同様である。

2. 環境影響評価の選定項目

表3-2(1)の通りの実施が、当然である。発破については、トンネル部分で考慮しているが、明かり部分では、使用計画は無いのか。あるのであれば、更なる検討が必要である。例えば、民宿島畑等に対する考慮が必要である。また、岩類の破碎等が実施されるのであれば、どのような手立てが、考慮されるのか。

3. 「一般国道474号三遠南信自動車道青崩峠道路環境影響評価方法書」(長野県飯田市南信濃)平成18年1月の場合

3.1 : P. P3-16~3-21の記載内容は、ほぼ妥当性のある内容である。ただし、上記、1,2についての指摘等を勘案して下さい。更に、発破に関する低周波音に関して、P. 3-21に記載(評価方法)してあるISO7196での評価では、危険側になる可能性があり、時には、住民とのトラブルになることもあり得るので、発破の低周波音等に関する文献・資料等の収集による検討・考察も必要である。ちなみに、本欄に記載されている資料・文献等は、発破のような衝撃音や振動を想定していない。

3.2 : また、P. 3-19に記載されている振動関係において、予測計算等において、計算結果が、例えば、振動レベル30dB以下などになった場合、その数値の意味を良く吟味して下さい。周波数分析結果等が、10数dBとか5dBとか、なったとしてもその数値の意味は、何を表現しているのか吟味して下さい。測定器では、その数値は、測定器の内部雑音を意味する事になります。計算して、数値をそのまま記載すれば良いわけではないと思いますが、騒音についても同様です。

次は信州大学農学部中村寛志委員でございます。

細かいことですが、下記に気がついたことを述べてみました。

- * P2-152 図2.2.14 地上徘徊性昆虫類(バッタ類等)とありますが、地上徘徊性昆虫類の代表としてはオサムシ類が挙げられるので追加してはいかがでしょうか？
同図でスギタニルリシジミ等にミドリシジミ類はブナクラス域の自然植生に多いのでこれも追加してはいかがでしょうか？
- * P2-154 7区の生態系区分の名称について、生態系名称(たとえば(1)山地の広葉樹林)と地理的位置を示す名称(たとえば(2)赤石山脈の尾根部長野側)とが混在している。(5)小嵐川の渓谷 小嵐川の渓谷河畔林など植物の生態系を示す名称に統一したらいかがでしょうか。
- * P2-157 表2.2.18の典型性にミドリシジミ類を入れ、山地の広葉樹をはじめP2-11植生図でクレーミズナラ群落、カスミザクラ・コナラ群落のある生態系区分に をいれ、選定理由はコナラ・ミズナラなど落葉広葉樹群落の指標としたらいかがでしょうか。
- * P3-34 トラップ法(小型ほ乳類)カワネズミを調査するとき箱わな式トラップを用いると、わな

にはいつて長時間放置すると死亡する個体がよくあるので、餌を使った食痕かなどを用いることが出来ないかなど検討してください。

- * P3-36 5 . 昆虫類 の「スウィッピング法」のあとに「ピーティング法」も入れる。
- * P3-36 5 . 昆虫類 ベイトトラップを小嵐川沿いに仕掛けると長野県絶滅危惧種のシデムシが確認される可能性が高いので、設定地点をうまく選択してください。(これは実施時の要望です。)
- * P3-36 5 . 昆虫類 調査期間等の 任意採集・直接観察 調査時期は、春から秋の間に対象とする生息種の成虫発生時期を考慮して、適切な時期を設定して実施します。なお…… とすれば、対象種の生活史を踏まえた適切な調査の実施時期であることがわかる。

以上

次は花里委員でございます。

水象・水質について質問または意見を申し上げます。

1) 対象事業実施区域の近くには湧水や河川があります。その流量に及ぼす工事の影響が懸念されま
す。河川流量は2箇所です。常時監視されるようですが、湧水量についても監視するのがよいと思
います。特に、工事によって地下水量に変化が生じた場合、その影響が現れる可能性のある湧
水を監視する必要はないでしょうか。

2) p.2-69の「(2)地下水等」には、「調査区域には、継続調査が行われている井戸はありませ
ん。」と書かれています。これは、「井戸はあるが、継続調査を必要とする汚染が判明してい
る井戸がない。」という意味でしょうか。もしそうだとすると、工事による地下水量への影
響評価のために、調査区域にある井戸の水位変化の監視をした方がよいと思
います。

3) 私は、工事によって土砂や pH の高いコンクリート排水が河川に流れ込むことを心配して
います。p.3-5の動物の項で、この心配に対して、土砂流出防止柵を設置したり、コン
クリートの締め切り版を開放する際に pH の異常がないことを確認する、ということが書
かれています。しかし、それでも土砂やコンクリート排水が河川に流れ込む可能性は
否定できないのではないのでしょうか。そのため、常に(頻りに)それらの河川への
流入の有無を監視すべきと考えます。特に、コンクリート排水が短時間ではある
が流れ込んだ場合、一時的に河川水の pH を著しく高くする可能性があるように
思います。そうなる、短時間であっても、河川に生息する生物に大きなダメージを
与える可能性があるでしょう。したがって、私は工事現場に近い河川水の pH を
常時監視するのがよいと考えます。また、水質に異常が生じたときに、それに
速やかに対処できる体制をつくっておくことが必要であると思
います。

最後は、信州大学教育学部の中村委員でございます。

猛禽類調査について

青崩峠の周辺において長野県側で1番(つがい)、静岡県側で1番のクマタカの生息を
確認しているが、繁殖の成功率が低い状況であり、その原因が特定できていない。

猛禽類調査は、その原因を特定できるような詳細な調査とし、この事業により、
繁殖状況にさらなる影響を与えないよう配慮していただきたい。以上でございます。

これらの意見に対する事業者の考えにつきまして御説明をお願いいたします。

コンサルタント会社（大日本コンサルタント(株) 高島）

塩田委員の御意見に対する事業者の考え方から、

まず1番ですが、御意見の中で「直接的な影響を与えないための手立て」という趣旨がわかりかねる部分がありますが、施工方法で影響を無くする手立てについて提案し議論してほしいという趣旨かどうか、という点かちょっとわかりかねます。それから、低周波音に関して防御音の設置が錦の御旗のようにと書かれておりますが、決してそういう訳ではございませんで、まず発破を使用するかどうかということ自体もこれからの調査等で検討が必要な事項でございます。また発破を使う場合には発破パターンですとか、薬量の検討等を行って低減を図りますが、それでもまだ足りない場合に防音扉を設置して、事業者が実施可能な対策を講ずるということを考えております。

それから、環境影響評価の選定項目としまして、「発破を明かり部分で使用計画はないのか」という御意見ですが、まだ計画段階で、現段階での実施の予定はございません。実施する場合には実施可能な範囲に必要な保全対策を行うということにしております。

それから、民宿島畑についての御意見もありますが、民宿島畑についてはアセスの対象というよりは個別対応をすることも考えております。

次が3-1、低周波音の評価方法でISO7196での評価では、危険側になる可能性があるという御指摘、それからその資料では発破のような衝撃音や振動を想定していないという御意見をいただいておりますが、今後準備書までに、さらに文献・資料の収集を行って、また有識者からの助言等を受けて、適切な手法を検討していくこととさせていただきます。

3-2の予測計算の計算結果の表記法についての御指摘ですが、測定器の下限、計量限界等を考慮して、無意味な小さな数字を上げるとかいうことはいたしません。

次に農学部の中村委員からの御意見で、まず生態系に関してオサムシ、シドリシジミ類等の追記、それから名称の統一、それから典型性にミドリシジミ類を入れたらどうかというこの3点につきましては、生態系につきましては、今、方法書は文献で作ってますけれど、今後、現地調査の結果等を踏まえて、再度準備書では校正しなおすものですから、その時にいただきました御指導を反映させて作成していきたいと思っております。

それから4番目のトラップ法に関して箱わなを使わないで、餌を使った食痕わななどを用いることができないかという御意見をいただいておりますが、これに関しましては、調査では、自動撮影法ですとかフィールドサイン等の確認もあわせて行うようにしております。箱わなを使うように想定していますが、死亡させないように巡回頻度を高くする等の配慮をする予定でございます。

それから昆虫類の「スリーピング法」で「ピーティング法」が抜けておりましたので、実際には「ピーティング法」も行います。

バイトトラップの設置場所に関しましては、御指摘のとおり地点設置を行ってシテムシ等の確認も見えるように配置いたします。

昆虫類の調査時期に関しましては、春・夏・秋・冬とだけ書いておりましたが、実際には春から夏にかけての対象種を考慮した複数回の調査を予定しておりますので、御指摘のような調査をする予定でございます。それで準備書に調査時期の選定のところでこのように記述をさせていただきたいと思っております。

次が花里委員からの、水象、水質に関する御質問でございますが、まず流量に及ぼす工事の影響について河川流量2箇所ですべて常時監視しているという所で、湧水量についても監視するのがよいという御意見をいただきましたが、長野県側に特定の湧水地があるというわけではなくて、山から地下水がしみ出し

たものの集合として沢水の流量を測っております。その意味で、地下水の集合体としての沢水の観測を行うことで地下水の変動を反映できると考えております。

井戸はあるが、継続調査を必要とする汚染が判明している井戸がないというのは、先程の実施区域の広さの問題でございまして、今後計画が進んで実施区域を狭くっていった時には、そこで影響が懸念される井戸がある場合には詳細な調査を行って、水位変化の監視も行っていくことになります。

次は3番の pH の常時監視については、先程の関係機関の御意見で述べましたとおり、工事中の施工管理の一環として pH の常時監視は行って、速やかに対処できる体制を作ることを考えております。

教育学部の中村委員からの御質問で猛禽類調査につきまして確かに繁殖の成功率が低い状態が続いております。この原因を特定できるどうかわかりませんが、詳細な調査は計画しておりまして、調査を行って影響を与えないような配慮についても検討していく予定でございまして、以上でございまして。

亀山委員長

ありがとうございました。それでは資料1から3までに従いまして、御説明いただいたところに関して、御意見、御質問等ございましたら、よろしく願いいたします。

現在やっております方法書の段階では、まだ事業が詳細に煮詰まっていないので、この場所で道路を作るという想定をした時にどのような調査が必要かということに関して御意見いただくというのが目的でございますので、その辺を踏まえて御意見、御質問等いただけますと結構でございます。よろしく願いいたします。

富樫委員

環境保全研究所の富樫です。前回の委員会でも少し話が出ましたけれども、今回、御説明いただいたこの関係機関からの質問にも複数力所から水質に関する検討項目に入れてはどうかという意見が出ていますわけですが、それに対して先程の回答だと影響は軽微と考えられるので一般的な対応で行うというお答えなんですけど、それが果たして妥当かどうかということについて、私自身はちょっと疑問に思っております。前回も申しましたが、こういう非常に大規模な構造帯、破碎帯の近くをトンネルで抜く場合には異常出水ということがありうるという前提のもとに考えていく必要があると思いますので、そういった場合に、それが周辺河川にどう影響するか心配な点がありますので、十分に考慮していただきたいと思います。

亀山委員長

これにつきましては、御質問いただいたことに、ひとつずつお答えいただくということでよろしいですか。ではお願いいたします。

事業者（国土交通省飯田国道事務所調査設計課 尾出）

水質についての御質問でございます。先程から述べさせていただいておりますよう水質については工事用の排水の配慮ですとか、河川内作業への締め切り等の配慮ですとか、今まで工事で諸対策を講じてまいりました。それらの成果を踏まえて、一般的な対策で対処できるのではないかと現在考えているところでございます。

亀山委員長

一般的対策といわれると何もしないと思われるかもしれませんが、そうではなくて、通常行っている方法で対策をしますという意味で言っておられるわけでしょう。

事業者（国土交通省飯田国道事務所調査設計課 尾出）

はい。一般的な対策といたしまして、例えば河川等の中の作業における締め切りですとか、土地造成の流出の防止に対する調整地、沈砂池、異常出水、多量の出水に対するための調整地、あと道路、トンネル工事等における汚水の流出に対する対策といたしまして、貯水槽での中和処理等、沢の工事に対するpHのチェック等それらを含めて一般的な対策というふうに考えているところでございます。

富樫委員

今までの見解のとおりということだと思いますが、他の委員さん達がどうお考えになるか、それから最低限、事前の現況の水質調査はやっておいた方がいいのではないかと思いますので、その点をお答えいただければありがたいです。

事業者（国土交通省飯田国道事務所調査設計課 尾出）

事前の現地の水質調査については工事实施に当たり予備的に実施させていただきたいと思います。

亀山委員長

その他何かございますでしょうか。

はい、大塚委員どうぞ。

大塚委員

大塚です。質問等をお願いしたいと思います。資料1の20番、21番について、20番の静岡県版レッドデータブックなどにより隣接する浜松市水窪町等についての情報について考慮できるかという部分で記載済みであるという回答をしていただいていると思うんですが、具体的にどんな形でどの部分で記載されているのかということと、もう一つ21番の関係でヤマメとニッコウイワナ等についてですね準備書の段階では生息していない種と記載をしていきたいという御回答だったかと思うんですが、実際に調査をしてみますと、放流の関係で天然分布していなかったヤマメですとかニッコウイワナ等が実際に分布している可能性がありますので、そこも考慮していただいてですね、実際には放流されたものということで注目すべき種かどうかという部分を考慮していただきたいということだろうかなあと思っております。その後のサツキマス等についても同様な形でここに質問等が上がっているような意見でよろしいかと思うんですが、実際には生態系の構成種としての注目すべき種ではなくても、生態系としての構成する要素とすれば生き物としては重要であることを踏まえて、生態系のイメージとすれば、こういった種類も生き物としては重要なものかなと、種類としては注目すべき種類としては適当ではないという意見かと思えます。実際には生息している状況がたぶんあるのではないかと考えられます。以上です。

コンサルタント会社（大日本コンサルタント(株) 高島）

まず1番目の20番の御意見に対してですが、方法書の、例えば植物でいいますと2-109頁に表2-2-4の(22)調査対象地域における植物で表の1番右欄にその他というのを記載してございます。このその他に希少と書いておりますのは、実際には静岡県のレッドデータブックで当該地域の生育

の可能性のある植物種のリストから静岡県のレッドデータブックに該当する種をここに希少として含めております。これから記載済みということでございます。

大塚委員

静岡県の水窪町に該当する種ということによろしいでしょうか。

コンサルタント会社（大日本コンサルタント(株) 高島）

そうではなくて、長野県側に生育する種のリストから選んだものです。水窪については静岡県側の方法書で選定しております。

大塚委員

わかりました。

コンサルタント会社（大日本コンサルタント(株) 高島）

魚につきましては確認されることもあると思いますが、有識者の方に御相談をしまして、例えばこれは天然分布でなくて放流起源であろうとか、そうしたところも踏まえて、注目種としては削除していくような方向で考えたいと思います。

大塚委員

わかりました。

片谷委員

片谷でございます。先程の御説明の中で何回かルートあるいはその範囲が狭まってきた時点で必要があれば調整する協議する判断するといったようなお話があったかと思えます。もちろん今の段階で具体的なルートが決まっていない、あるいは工法が決まっていないのは当然かと思えますが、現時点でルートを固めるあるいは工事の方法を固める作業がいつごろ終わる見通しなのか、ある程度見通しをたてていらっしゃるのでしょうか。もしそうであれば、是非それをお示しいただきたいと思えます。というのは、これから準備書に進んでいく過程の中で、いつごろそういうことが煮詰まってくるかによりまして、私共としても方法や、あるいは出てきた結果の妥当性を判定する基準が少し変わってまいります。今の時点でいつ頃それが決まるのかということが、まったくわからない状態ですと、ちょっといろいろ御意見を申し上げにくいところもございますので、わかっている範囲で結構ですので、今日すぐに御回答いただくのが難しければ後で書面か何かで出させていただくのも結構ですけれども、何らかのそういう、今後いつごろ何が固まってくるのかというような見通しをお聞かせいただきたいと思います。

亀山委員長

いかがでしょうか。

事業者（国土交通省飯田国道事務所調査設計課 尾出）

環境影響評価の手続を方法書という形で現在進めさせておるわけでございます。この方法書の手続きの進み具合にもよるわけでございますが、事務局に言っていただいた方がいいかもしれませんが・・・。

亀山委員長

今の御質問に関しては、条例でやっているアセスは基本的には事業の実施する範囲、道路の場合1kmの幅でやっているわけです。要はこの範囲内のどこかに道路を造りますということで、計画を煮詰めていくわけで、その段階で方法書を作られたのです。今後、ここでいただいた意見も入れながら、実際の設計をしていくという手続きなんですね。だから、この段階では、いつになったらどうなるというのはまだ、お示しできないという段階だと御理解いただけると、ありがたいですね。

片谷委員

そういう手続き的なルールは理解しておるつもりでございますけれど、たまたま先程の御回答、御説明の中で、ルートが狭まった時点で検討するというお答えがいくつかあったものですから、それはいつ頃なのか、別に年度でお示しいただくという趣旨ではなくて、例えば、準備書ができるよりも前なのか後なのか、そういうタイミングを伺いたかったということでございます。

亀山委員長

これは常識的に考えて、準備書ができる前の段階で道路の計画はきちんと決まっていなければ準備書ができませんから、そう理解してよろしいですね。

事業者（国土交通省飯田国道事務所調査設計課 尾出）
結構です。

亀山委員長

ということになるかと思えます。

片谷委員

その点は了解いたしました。お願いでございますけど、前回も私の質問に対して御回答いただいた中でお話があったかと思えますが、準備書の段階でルートの線を引くことまでは決まっていると思えますが、具体的どういうトンネルとか橋梁とかどういう構造になるかという不確定な部分があるであろうという御回答だったと思えます。それはそれで結構だと思いますが、その場合に複数の工法が想定される場合には複数の工法を想定した予測評価をしていただきませんか、例えばトンネルの換気方式でありますとか、騒音、振動であれば、橋梁の構造でありますとかそういうものが違えば、予測結果も当然変わってまいりますので、そういうものは複数の工法が想定される場合には、複数の予測評価がなされるというふうに理解していいのかを今日確認させていただきたいと思えます。

事業者（国土交通省飯田国道事務所調査設計課 尾出）

準備書段階で不確定な部分、例えば詳細な構造等の予測につきましては、予測も幅を持った形で実施するという形で進めさせていただきたいと思えます。

亀山委員長

その他、何かございますか、はいどうぞ。

小澤委員

環境保全研究所の小澤です。水に関して質問させていただきますが、先程いくつかの水質測定の話でお答えをいただいた中で事前に予備調査を行ったと、そしてその結果に基づいて、評価対象の項目にしないという御回答をいただいたような気がするんですが、予備調査の結果というものをある程度環境影響がないという判断をした根拠としてある程度表に出していただいた方がよろしいのではないかと。現状においては、「予備調査をしました。その結果、そういう問題はないと判断します。」というコメントだけなんですけど、もし調査をしたとすれば、そういうものはある程度出していただけたらと思います。

事業者（国土交通省飯田国道事務所調査設計課 尾出）

先程、底質の予備調査を実施したというところで有機物質の量の御説明させていただいた箇所です。よろしいでしょうか。

小澤委員

底質だけですかねえ。先程27番のところの説明いただきまして37番の時にもそういうコメントをいただいたように...

事業者（国土交通省飯田国道事務所調査設計課 尾出）

27番、37番につきましては底質の予備調査をさせていただいて判断させていただいたところです。

小澤委員

予備調査は底質のみということでしょうか。判断された根拠というのは、後々の資料となると思いますので、どのレベルまでということは問題があるかと思えますけれど、根拠として提示していただければと思います。

事業者（国土交通省飯田国道事務所調査設計課 尾出）

結果はここに書いてあるとおりでございますので、事務局と相談して出させていただきます。

小澤委員

はいわかりました。

亀山委員長

先程、片谷委員から御質問がありました道路の構造に関しては準備書段階での構造の振れといいますか、大きな振れはないですね。例えば橋を架ける時にトラス橋にするのかどうするか考える時に橋の構造そのものがガラッと変わるということは、この場合あまり想定されないのではないかとお考えですが、トンネルの所をトンネルにしませんということはないでしょうし、明かり部はほとんど明かり部の状態でしょうから、それほど大きな構造の違いが何案も出てくることあり得るのかどうかわからなかったものですから、どうなんでしょうか。

事業者（国土交通省飯田国道事務所調査設計課 尾出）

基本的に橋梁については、材質によって予測評価の数字の結果が変わってくることも予測されます。しかし準備書段階では材質の固定は出来ません。また河川内の橋脚の本数につきましても、河川管理者との協議の結果などにより、定まってまいります。その辺も幅が出てくるかと思えます。

片谷委員

準備書段階で決まらない部分があるということはこちらも当然理解できますし、もう1件の案件のようにルート自体がまだ決まってないというケースもあるということは承知しておりますので、先程申し上げたことは、複数案があるときはその複数案に対応した予測評価の結果をきちんと出していただくことが必要ですので、それを確認させていただきたかったという趣旨でございます。

佐藤委員

信州大学の佐藤ですけれども、遅れまして申し訳ありません。このA案、B案、C案、D案、これについてはまだ決定はしていないと思うんですけど、静岡県の希望はあるんでしょうか。静岡県はどちらを希望しているかという、意見はあるんでしょうか。

事業者（国土交通省飯田国道事務所調査設計課 尾出）

はい。先程の青崩峠道路懇談会の報告の中で、早期整備、コスト、地域の利便性など総合的な観点よりルートは中央構造線の西側の最短ルートとし2車線で整備することが望ましいという形で、B案について懇談会から1番良いのではないかと御提案をいただいております。その提言を踏まえまして先程申し上げましたとおり、調査を継続いたしまして、事業者といたしましても各種調査の結果を踏まえましてB案を中心に考えて今回の環境予測評価方法書、対象実施区域を決定させていただいたところでございます。もうひとつ最後の静岡県側の御意見ということでございますが、懇談会につきましては、長野県、静岡県の地元の代表者および有識者にも参加いただいております。静岡県の方々の御意見を反映させてあります。

佐藤委員

即ちB案を決定と理解してもいいわけですね。Bコースに関して最も環境に優しいものを造り上げるという理解でよろしいわけですね。

事業者（国土交通省飯田国道事務所調査設計課 尾出）

はい。

佐藤委員

わかりました。

亀山委員長

その他何かございますでしょうか。

現段階で説明していただいた所までの質疑をやらせていただいて、それが一段落したところでその他と考えております。もしございませんようでしたら、方法書全体についての御意見で結構ござい

ますのでいただきたいと思います。

片谷委員

前回の委員会でも若干申し上げた点なんですが、その後方法書をもう一度見まして考えましたことは対象地域の設定の件で若干まだ疑問が残っているという件でございます。現地の調査等に関しては現在この方法書に記載されているとおりで問題は無いかと思いますが、やはり前回も申し上げましたように工事用の車両が狭い周辺の道路を走るということになりますと、その影響というのはかなり広い範囲に及ぶことが予想されます。したがって、その工事用車両の通行による影響に関しては、対象範囲を広げて評価していただくということが必要ではないかというふうに再度考えるにいたしました。非常に道路が狭くて、その狭い道路が周辺の住民の方の生活道路になっているという状況ですので、工事用車両の交通量を出来る限り詳細に見積もって、それが例えば周辺の住民の方の通勤通学の時間帯に重複しないようにする等の対策というのは今の時点でも想定はされるわけですが、そういう部分を準備書の段階で何らかの形で入れていただく。交通量によりまして詳細な例えば大気拡散の予測でありますとか、そういうことが必要かどうかというところは数字によって変わってまいりますので、厳密な濃度計算をしてほしいとかいうところまでは今の段階では要求するつもりはございませんけれども、少なくともどの程度のことがあり得るのか、周辺住民への影響を防ぐためにこういうことを検討するというような記載が準備書には必要であろうかと思いますが、是非そうしていただきたいと思ひまして、今、発言させていただきました。

亀山委員長

これは準備書段階できちんとやって下さいという御要望だと受け止めてよろしいですね。ということでございますので、よろしくお願いします。

事業者（国土交通省飯田国道事務所調査設計課 尾出）

準備書段階におきまして対象事業実施区域が明確になり、また工事用運搬道が明確になった段階でその保全対象との関係を踏まえまして適切に対応させていただきたいと思ひます。

梅崎委員

梅崎です。前回の委員会でも出ました意見ですが、地域等を考えて改めて思ひますのは、例えば1 - 3頁に示してあります調査対象区域が2つの県にまたがっているということです。環境影響評価が、それぞれの県の条例等で進められ、行政区分で個々にやられていますが、生態系、環境、水質などすべてそうですが、本県からはずれた所の影響がこちらに来るとすることは当然あると思ひますね。だから、それぞれの条例等で考えられていることの整合性をどこかでとらなくてはいけないんじゃないかと思ひているんですが、例えば、一方で考慮された議論はこちらでも考慮した方がいいんじゃないかとか、そういう整合性はどこかでとる必要はないんでしょうか。

亀山委員長

これにつきましては、事務局からお答えいただきたいと思ひます。

事務局（地球環境チーム 臼井）

事務局の白井です。静岡県の手続きについて改めてスケジュール等を御紹介をさせていただいてお答えしたいと思います。静岡県でも今年の2月20日に方法書の公告縦覧、こういう様な冊子でございますが発行されておりまして、意見の募集を4月3日まで行いました。手続き的には若干静岡の方が遅れておりまして昨日の5月23日に現地調査を実施しております。技術委員会に変わる組織としまして審査会というのがございますが、これはまだ開かれていない状況でございます。静岡県の担当との打ち合わせではお互いの技術委員会なり現地調査での意見の記録については交換をしようということで今日、第1回の会議録の確認をお願いしておりますが、その内容を静岡県側にもお渡しするので、昨日の静岡県側の現地調査の意見の記録もこちらにいただき、その内容を見てさらに資料が必要であれば言っていたら、内容にもよりますが事業者の理解を得てみなさんに提供していくというふうに考えております。

亀山委員長

そういう対応だそうですが、よろしいでしょうか。

梅崎委員

具体的には準備書、評価書などの提出時期と関連して、どのところではっきり整合性がとれると考えるとよろしいでしょうか。

事業者（国土交通省飯田国道事務所調査設計課 尾出）

私ども事業者といたしましては長野県側も静岡県側も一本の道路として考えておりますので、基本的には整合を図って双方の条例に基づく手続を進めさせていただきたいと思っております。

亀山委員長

道路は両県でつながらなければいけないという意味では整合されるのはわかるのですが、梅崎委員が言われているのは環境評価の上での両県での違いのようなものが出ることはないのかという意味での整合の問題だと思いますけども。

事業者（国土交通省飯田国道事務所調査設計課 尾出）

事業者におきまして技術検討委員会等におきましても双方一体的に捉えていく様な御指摘もいただいているところがございますので、その辺は充分に対処させていただきたいと思っております。

亀山委員長

よろしいでしょうか。

梅崎委員

出来れば早い時期の方がよろしいと思いますが、遅くとも評価書の段階までには整合性がとれるというような理解でよろしいですね。

亀山委員長

事務局に聞きますけれども、両県で議事録の交換などをなさるわけですから、そこで矛盾した点

があったりすれば、事務局としてはわかるわけでしょうから、それを事業者に伝えて整合を図るといような指導をしていただくということによろしいでしょうか。

事務局（地球環境チーム 白井）

はい、少し言葉が足りませんでした。提供いただいておりますお互いの技術委員または向こうの審査会委員かもしれませんが、長野県では委員さんに議事録をお渡しいたしますので、当然事務局も見ますので矛盾点とかありましたら正しますし、むこうの意見がこちらの意見に参考になるようであれば加えたいと考えております。

亀山委員長

ということは委員のみなさんに議事録をいただけるということだそうですので、それをお読みいただき、また両方のそれぞれの委員会で御意見をお出していただくというように進めていけばうまくいくと思いますので、よろしく申し上げます。

片谷委員

今の件は大変重要なことだと思いますので、ぜひそのようにお願いしたいと思います。さらに、もし可能であればタイミングが合うかどうかわかりませんが、準備書、方法書は分厚くなると思いますのでおそらく概要版が出るかと思っておりますので、概要版のレベルの物はお互いに現物を相互の技術委員会に提供できるようなことを静岡県との間で協議していただければと思います。もちろん、縦覧されますので自分で静岡県庁まで行けば見ることは出来るんだと思いますが、ぜひこちらの技術委員会の場で概要版レベルの物は実際の資料を参考資料として見せていただきながら、確認をさせていただければより有効な議論が出来るかと思っております。

亀山委員長

私もそう思っているのですが、県境の向こうが真っ白で何も無いみたいに思いながらアセスメントをするのは何となく心もとないような気もするものですから、ぜひ片谷委員の言われるように静岡県側の部分も何らかの形で参考にさせていただければと思います。

事業者（国土交通省飯田国道事務所調査設計課 尾出）

事務局と相談させていただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

亀山委員長

できるだけそういう方向で御検討いただければと思いますので、よろしく申し上げます。

佐藤委員

B案、Bコースは決定ということによろしいのですが、一応幅が3kmほど想定されている訳ですね。幅3kmですーっと静岡県まで抜けることを考えますと、3kmってかなり広い範囲ですのでその中の地質とか植物とか水の質の分布とかいうのをせめてグリットで例えば500メートルのグリットぐらいをきって、その中の生物調査、水質調査等を全部ひと通りやられて、その3kmの中でどう微妙に道路を作ったら一番生物層に影響が無いかというチェックをしてほしいという気がい

たします。というのは現地調査、後で行かせていただきましたがちょうど民宿さんの向かいの山がとってもいいんですね、森として。あそこはかなりすごい生物がいっぱいいるような気がします。鷹か鷲かわかりませんが、その番（つがい）ももっといるのではないかと予想できますし、それに対してAコースというのはもう丸裸の山でして造林地です。地質は厳しかったけれども造林地であることを考えますと破壊するのはどっちかといえば造林地の方がいいなあというのは個人的な感想でした。それとAコースで大失敗した昔のことがあったそうですが、現在の技法をもってもやはりAコースは掘れないのかということも、古い話を蒸し返して申し訳ないですが検討してみる価値もあるのではないかと思うのですが。

亀山委員長

これはそういう検討をいろいろなさった結果としてBコースにするということでここに方法書が出てきているということ、最初に経緯について御説明いただいたわけですが、そこについての御意見でしょうか。

佐藤委員

いえ、同じBコースでも実際に測定する場所の範囲ですが、3kmぐらいの幅で・・・

亀山委員長

方法書にありますのは1kmの幅なんですね。1 - 4頁をご覧いただければわかりますが、縮尺が右側の方に書いてあって5万分の1ですので・・・

佐藤委員

これは1kmの幅になりますか、この点線の中が・・・じゃあこの1kmの中でも同じことなのですが、この中でも出来るだけ自然を壊さないようなコース取りというのは可能じゃないかと思うのです。それでこの近辺をよく調べる。実際工事する場所は1kmであっても、影響はいろいろ受けますので少なくとも周り3kmぐらいは少し丁寧な調査をしておいた方が微妙なコース取りの時にすぐいい結論を導けるのではないかと思うのですが、どうでしょうか。

亀山委員長

方法書段階はこの幅の中のどこかで道路を造りますということを前提にして、方法書を作られているということなんですね。今、佐藤委員の言われている細かいルートをどうするかというのは、この方法書段階で御意見をいただいたり、あるいは道路を造るのですから現地の調査をなさった上で詳細な線形が決まってくるというのが、次の準備書段階になるわけですね。準備書段階ではさらに詳細な現地調査をしたもので、今度は準備書が出てくることになっています。

佐藤委員

わかりました。それではこの3.5 × 3.5ですね、この辺の範囲は詳しい調査がなされると理解してよろしい訳ですね。

亀山委員長

はい。この中でこれ全部を調べるということではなく、この中で道路を造る場所がはっきり決まってくるので、ここについての調査を行うということです。

佐藤委員

わかりました。それではせめて少し幅広く調査していただきたいということだけ付け加えさせていただきます。

陸委員

静岡県と長野県の先程の話と関連して、具体的に地図が何枚も出ておりますけれども、静岡県で使うもの長野県で使うものという風に分けずに、地図だけは共通にさせていただきたいとお願いしたいのですが可能でしょうか。

亀山委員長

分けないで1冊にしてやった方が簡単そうな気もするのですが、これは条例でそうなっているからやむを得ないということでございます。先程も言いましたように事業者と事務局で相談していただいて、なんらかの対応をしていただけると思いますのでよろしくお願いします。

富樫委員

方法書の地形地質の部分、3 - 2 4 の辺りに調査項目および調査予測手法一覧というふうにまとめてありますが、基本的にアセスの段階ではボーリング調査等はやられていないのが一般的だと思いますが、この場合は非常に綿密にルートと比較とかやられて、先程見せていただいた青崩峠道路懇談会の報告の資料を見ましても、例えば先程の15頁のルート帯比較の表を見ましてもトンネル部の地形地質、硬い岩盤、脆弱な岩盤のパーセントまで出ておりますので、結構詳細な調査結果というのはデータとしてあると思うんです。なるべくそういった既存のボーリングデータを含めて、そういったものを準備書にも反映させていただきたいという希望なんですけど。せっかくあるデータでしたら準備書にも反映させて、よりわかりやすい資料にさせていただきたいという希望です。

亀山委員長

よろしいですか。

事業者（国土交通省飯田国道事務所調査設計課 尾出）

はい。

亀山委員長

他にございませんようでしたら、この辺で議事の1を閉じさせていただきます。議事の2のその他でございますが、事務局から何かございましたらお願いします。

事務局（地球環境チーム 宮尾）

それではその他でございます。各委員のお手元には前回4月19日の技術委員会について内容確認用の会議録をお配りしてございますので、発言内容の御確認をお願いいたします。また4月20

日それから25日の後ほど行いました現地調査につきましても参考までにお配りしてございますので、御確認をお願いしたいと思います。なお、御確認につきましては恐れ入りますが、5月31日、水曜日までをお願いいたしたいと思います。その際、修正箇所等がございましたら会議録案に修正箇所がわかるように追記等をしていただくか、添付の会議録案修正指示書に御記入の上、お知らせ下さる様をお願いいたします。また修正箇所が無い場合も、その旨御連絡下さる様をお願いいたしたいと思います。その後、必要な修正を行いまして、委員長に最終確認をしていただき、確定版をお送りする予定でございます。なお、前々回の委員会での議論のその後の経過ということで御報告をさせていただきたいと思います。前々回までは木曾川右岸道路の準備書に対する審議を、皆様の御協力をいただきまして、進めさせていただいておりました。最後の委員会におきまして、皆様方から最終的にいただいた御意見等を最終的には事務局の方でも取りまとめ、そして委員長の御確認をいただいた形で技術委員会意見を確定させていただくというような形をとらせていただくということで御了解を賜ったと思いますが、本日皆様方からこれまでいただいた御意見とりまとめた形で最終的に委員長さんの御了解をいただきましたので、技術委員会の意見ということで確定をさせていただいたということでございます。大変恐縮でございますが、それにつきましては本日に合いませんでしたので後刻早速にも委員の皆様方へは御報告をさせていただくとういことで、よろしくをお願いいたしたいと思います。それから、次回の会議の日程についてでございます。委員の皆様方の御予定をメール等で予めお聞きしたところ、6月21日、水曜日に開催させていただく予定となりましたので、こちらの方の日程もよろしくをお願いいたしたいと思います。事務局からは以上でございます。

亀山委員長

その他、委員の皆様から何か御発言がございますか。

富樫委員

直接、方法書に関することではないんですけども、方法書を作る段階で動物相に関して南信濃村動物誌という1998年に教育委員会で作っている資料を参考資料として使っていますけど、その基データになる詳細なデータが教育委員会にあると思いますので、データの取り扱いに十分注意しながら、そういうものも今後参考にしていただければ、いいかと思いますので、そういう情報提供です。

亀山委員長

はい。ありがとうございました。その他何かございますか。特にございませんようでしたら、本日の委員会はこれにて終了させていただきます。どうも御協力、ありがとうございました。

事務局（地球環境チーム 白井）

ありがとうございました。